

各位

会社名 シード平和株式会社
 代表者名 代表取締役 小池 信三
 (JASDAQ・コード 1739)
 問合せ先 執行役員管理本部長兼経営企画部長 榊原拓也
 電話番号 06-4866-5388

支配株主等に関する事項について

当社の親会社である株式会社三栄建築設計について、支配株主等に関する事項は、下記のとおりになりますので、お知らせいたします。

記

1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）、その他の関係会社又はその他の関係会社の親会社の商号等
 (2019年6月30日現在)

名称	属性	議決権所有割合 (%)			発行する株券が上場されている金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
株式会社三栄 建築設計	親会社	59.83	—	59.83	株式会社東京証券取引所 市場第一部 株式会社名古屋証券取引所 市場第一部

2. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係
 同社は、当社議決権の59.83%を所有する親会社であります。

当社は、親会社から出向者を受け入れて、戸建分譲住宅の建築・販売及び不動産賃貸管理事業におけるノウハウの提供を受けております。

また、当社は親会社から事業資金を借り入れております。

また、取締役3名を受け入れておりますが、当社の自主的な経営が尊重されており、親会社からの一定の独立性は確保されております。

(役員)の兼務状況)

役職	氏名	親会社等又はそのグループ 企業での役職	就任理由
代表取締役	小池信三	代表取締役	当社の事業領域に精通していることと、不動産業での実績を鑑み、代表取締役に選任しております
取締役	吉川和男	取締役執行役員管理本部長 兼 海外事業部長	資本業務提携契約に基づき、親会社の指名する候補者を選任しております
取締役	青山志行	執行役員	同上

(注) 当社の取締役7名、監査役3名のうち、親会社との兼任役員は当該3名のみです。

3. 支配株主等との取引に関する事項

属性	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	支配株主との関係	取引の内容	取引金額(千円)		科目	期末残高(千円)		具体的な取引条件及びその決定方法				
								前期	今期		前期	今期					
親会社	㈱三栄建築設計(注1)	東京都杉並区西荻北二丁目1番11号	1,340,150	不動産分譲事業 不動産販売事業 不動産賃貸事業 賃貸収入事業	(被所有)直接 59.83	資金の調達	資金の借入	—	1,300,000	—	—	—	—	(注2)			
							資金の返済	—	1,300,000			—	—				
							利息の支払	—	495			—	—				
							債務の被保証	債務被保証	1,853,000			6,149,650	—		—	—	(注3)
							支払保証料	5,238	6,339			—	—				
							建設工事の請負	完成工事高	—			26,535	未成工事受入金		—	142,852	(注4)
							商業施設の管理運営受託等	受託料収入	47,742			47,742	—		—	—	(注5)
建設協力金被立替	—	—	未払金	11,804	11,804	(注6)											
出向者の受入	出向者の人件費負担	38,516	38,422	未払金	94,134		82,330	(注7)									
役員の兼任	—	—	—	—	—	—	—										

(注1) ㈱三栄建築設計は当社の親会社に該当します。なお、当社の代表取締役小池信三は、㈱三栄建築設計の議決権の48.98%を直接所有しております。

(注2) 取引条件については、市場利率を勘案し、交渉の上、決定しております。

(注3) 金融機関借入に際し債務保証を受けております。なお、債務保証金額の取引金額は、期末借入金残高を記載しております。また、保証料の支払いは市場利率を勘案し、交渉の上、決定しております。

(注4) 建設工事の請負については、一般の取引と同様に決定しております。

(注5) 業務受託料については、一般の取引と同様に決定しております。

(注6) 建設協力金については、各商業施設から店舗を建設した際に預かった協力金であります。その協力金につきましては、毎月々各々の商業施設に返却していくものであります。2013年3月に当社から三栄建築設計に商業施設を売却致しました際に、その業務を当社が委託されております部分であります。当初からの契約内容であり継承している事項であります。

(注7) 出向に関する覚書に基づき、出向者に係る人件費相当額を支払っております。

(注8) 取引金額には消費税等は含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれております。

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

支配株主と取引を行う場合は、一般の取引と同様に適切な条件を基本方針とし、双方協議のうえ、合理的に決定しております。

5. 支配株主による当社との兼職状況について

当社では、2014年6月26日より支配株主である株式会社三栄建築設計（以下、三栄建築設計）の代表取締役小池信三氏が当社の代表取締役を兼職している状況が続いております。

当社は、2013年5月から三栄建築設計の傘下に入り、経営の強化・発展を図ったことで、6期連続の赤字から脱却しました。そして、業績の向上と黒字体質の定着化へ向けて、当社の第2の主力事業として展開した戸建分譲事業を本格稼働することとなりました。

そのような状況下、前任の代表取締役から退任の申し出があったことから、新たに代表取締役を選定する必要が生じました。そこで、戸建分譲事業の領域に精通していること、不動産事業での実績があること、リーダーシップがあることなどの諸条件をクリアする経営者を、社内・社外を含め、多くの候補者等の中から選定することを検討してきましたが、極めて困難な状況となっていましたので、三栄建築設計の代表取締役である小池信三氏を当社の代表取締役として選定するにいたしました。

当社としましては、小池信三氏を代表取締役とすることは、当社の経営体制を一層強化し黒字体質が定着するまでの一定期間と考えており、親会社と当社の代表取締役の兼職解消にむけて代表取締役の後継者を育成することにも注力していく方針を建てておりました。

しかしながら、当社の業態は過去に3社が統合している経緯もあり、強力なリーダーシップを発揮して組織をまとめ、業績を安定化させ、社員の信頼を獲得した小池信三氏のように当社を牽引できる人材が社内には現状不在であり、また、社外については、当社の主力事業である建設請負事業をマネジメントし、組織を強化することができるゼネコン出身者が現在まで見つからない状況であります。

当社としましては、引き続き、金融機関や人材エージェント、上場総合建設会社社長との意見交換会などを通じて、紹介を含め、あらゆる手段を尽くして候補者を探しております。

現在、兼職による業務執行上の問題は生じておりませんが、2019年8月1日より執行役員制度を導入し、経営と業務執行を分離することにより、経営の意思決定の強化及び業務執行機能の迅速化に努め、経営体制の一層の強化と充実を図っております（2019年7月26日開示「執行役員制度の導入及び組織変更並びに人事異動に関するお知らせ」をご参照ください）。

今後は、適任者が見つかれば、兼職解消に向けて動く運びになると考えており、その場合には、小池信三氏につきましては、会長職等で当社に携わる考えであります。

以上